

道路工事施工承認・占用許可申請の違いについて

道路管理者以外の方が道路上で工事を行う場合は、道路工事施工承認申請（道路法第24条）や道路占用許可申請（道路法第32条）の申請手続きが必要です。それぞれの申請の対象が以下の表のとおりとなります。

| | 道路工事施工承認申請 | 道路占用許可申請 |
|--------|--|--|
| 申請対象 | 道路管理者が管理する物件を新設、撤去、改築、移設する工事 | 道路管理者以外の者（占有者）が管理する道路敷内の物件を新設、撤去、改築、移設する工事。 |
| 対象物件の例 | <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート舗装、インターロッキング等 ・街路照明灯、カーブミラー等 ・ガードレール、転落防止柵、車止め等 ・L型側溝、U字側溝、自由勾配側溝等 ・集水柵、取付管（道路内の集水柵から雨水本管や水路等に接続するもの） ・縁石、地先境界ブロック等 | <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道、ガス等の管（本管及び取付管、バルブ、人孔等） ・電力・通信管路及び関連設備 ・進入路・通路橋としてのコンクリート床板、グレーチング等 ・工事用の仮設物（足場、フェンス等） ・掲示板、旗竿、広告物等 |
| 注 意 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内から道路内の雨水管、集水柵、水路等へ接続する取付管は道路占用申請の対象となります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水管と雨水管は申請書をそれぞれ作成し提出してください。 ・占用工事に伴う舗装本復旧工事も占用申請の対象です。 |